

愛知県環境影響評価審査会豊田貞宝地区用地部会 会議録

1 日時 2025年12月9日（火）午前10時から午前10時50分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 議事

- (1) 部会長の選任について
- (2) 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について

4 出席者

(1) 委員

長田部会長、庄子委員、渡邊委員

【オンライン出席】

小野委員、神谷委員、龍田委員、塚田委員

(以上7名)

(2) 事務局

環境局：平野技監、杉本環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査

(以上8名)

(3) 事業者等

6名

5 傍聴人

1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、長田委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、長田部会長が神谷委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、長田部会長が庄子委員と龍田委員を指名した。

イ 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2から資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【庄子委員】資料3の13番の意見に対する事業者見解について、3段落目に地下水、動物、植物及び生態系に関し「事業実施想定区域及びその周囲」と調査地域を設定しているが、この「周囲」が空間的にどの範囲を想定しているのかが明確ではない。調査地域設定の考え方について、教えていただきたい。

【事業者】配慮書第4章の予測・評価の範囲についてのご意見と認識している。地下水に関しては、今回の事業の土地改変により、周辺の井戸が影響を受ける可能性があるため、井戸台帳から周辺の井戸の位置を調査し地図上に示した。井戸の位置は町名までしか情報がないため、町が入る範囲として、配慮書150ページの第4.2.3-1図の範囲を調査範囲としている。動物、植物、生態系については、第3章の文献調査で調査範囲を決め、その中に含まれる重要な種、注目すべき生息地、重要な群落、重要な自然環境のまとまりの場を整理している。第3章で整理した範囲を対象に、第4章で予測・評価を行っており、その旨を回答として記載している。

【事務局】一般意見の質問の趣旨としては、調査地域が騒音、悪臭の場合は、事業実施想定区域及びその「近傍」となっており、地下水、動物、植物などは「周囲」となっており、景観の場合は「3kmを包含する周囲」となっている違いについてのご質問と認識している。騒音に関しては距離減衰があるため、調査地域が近くに限られる。一方、動物、植物、生態系についてはもう少し広い範囲で調査する必要があるということで「周囲」と表現されていると考えられる。景観については、遠くから見たときにどれくらいの高さで見えるかを確認するため、その距離を3kmで区切っていると考えられる。

この点を踏まえて事業者から、実際の調査範囲について、改めて回答させていただく。

【事業者】実際の調査範囲について、騒音に関しては周辺約1km以内の範囲で予測を行うことになるかと考えている。動物、植物、生態系に関しては、周辺約500メートルを調査範囲とすることを考えているが、猛禽類の場合は周辺約2kmを調査することを考えている。ただし、実際の植生などを見ながら検討するため、単純に距離だけで決めるわけではない。景観に関しては、周辺約3kmに含まれる眺望点、景観資源を対象に調査を行い、予測・評価を行うことを考えている。詳細は方法書でお示しする。

【庄子委員】私は専門が鳥類であるため、鳥類の調査について特に気になっている。周囲2kmを調査とのことだが、配慮書で挙げられてる種の中には、数km以上移動する種もいるため、調査範囲を2kmとする根拠をお示しいただきたい。

【事業者】環境省の「猛禽類保護の進め方」を参考に、猛禽類について周辺2kmから3kmを調査範囲とすることを考えている。

【庄子委員】猛禽類以外の鳥類についてはどうか。

【事業者】猛禽類以外の鳥類については、ポイントセンサスにより定点を置いて調査を行う予定であり、定点から目視できる範囲として周辺500m程度と考えている。

【庄子委員】配慮書では既存の文献整理や専門家ヒアリングも行っているが、この地域は決して情報が多い地域ではないと考えている。その上で、猛禽類については周辺2kmから3kmを調査範囲とする一方で、それ以外の鳥類については500mで十分としている整理について、その根拠をご説明いただきたい。

【事業者】調査方法として、猛禽類は、比較的見通しの良い場所から2kmから3kmの範囲に渡って調査を行えるが、他の鳥類に関しては、ポイントセンサスやラインセンサスでの調査となり、定点もしくは地上を歩いて鳴き声や姿を確認するため、数kmの範囲に渡って確認するというわけにはいかない。

また、ご意見にもあった夜行性の鳥類は、この地域ではヨタカ、ヒクイナ、ヤマシギ、ゴイサギ、アオバズク、オオコノハズク、フクロウの生息が可能性としてあるかと考えている。これらの調査としては、任意調査やコールバック調査、自動撮影装置での調査を考えているため、比較的近い場所で調査を行うことを考えている。

【庄子委員】500mの範囲で調査をすることだが、500メートル以上先にあるため池や河川が、重要な生息地もしくは渡りの中継地、休息場所などとして利用されている場合でも、それについては考慮しないということか。

【事業者】今回の事業により影響が想定されるのであれば対象とする。実際には現地調査をしながら、非常に利用頻度が高く、今回の事業の影響を受ける可能性があるという場合には、対象としていく予定となっている。

【庄子委員】影響が想定される場合は、その部分についてもしっかり調査いただけるという理解でよいか。

【事業者】調査を進めながら、利用頻度の高いところ、高利用域がどの辺りになるのかを見て、それが事業の影響を受ける範囲であれば対象としていく必要があると認識している。

【庄子委員】了解した。

要望として、今回、専門家ヒアリングを各専門分野1名ずつ行っているが、事業の内容を考えたときに、生態系の繋がりを考えることが非常に重要であるため、少なくとも複数の専門家にヒアリングすることを検討いただきたい。また、ヒアリングの際に、個別の専門だけではなく、生態系全体を評価できる専門家にもヒアリングしていただけると良いので、ご検討いただきたい。

- ・ 資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【庄子委員】「5 動物、植物、生態系」の(2)の2点目の留意事項について、種に応じた調査の時間帯や時期と記載いただいて、丁寧に前回の審査会意見を取り入れていただいたと感じているが、先ほどの事業者見解に関する質疑を踏まえ、空間スケールについても種に応じて検討するということを追記いただきたい。

【事務局】先ほどの質疑において、重要な生息地がある場合は、その場所も考慮する旨のご意見をいただいており、事業者からは周辺の重要な場所についても見ていくという趣旨の回答があった。この点については、1点目の留意事項において事業実施想定区域及びその周辺には重要な自然環境のまとまりの場である湿地湿原などが存在し、留意することとしているため、ご意見の趣旨はこちらに含まれているということでいかがか。

【庄子委員】限定的な空間ではなく必要な空間をしっかり調査していただきたいとい

う意図であるため、1点目の留意事項にそれが含まれるということであれば問題ない。

【渡邊委員】「5 動物、植物、生態系」の（2）において、「以下の事項に留意しつつ、専門家等の指導・助言を得ながら」と記載されているが、豊田市長意見にあるように、この地域には特有の植生があり、非公開となっている部分があるため、実際に調査したことのない専門家に意見を聴いても詳細な情報がわからず、一般論しか出てこない可能性がある。豊田市長意見に市担当者に意見聴取を行いとあるように、地域の担当者の意見も聞くと、地域の状況に応じた調査が実施できると考える。私もこの地域の調査を何回か行ったことがあるが、かなり特異的な地域であるため、地域の担当者に意見を聴くことを部会報告に明記していただきたい。

【事務局】「専門家等の指導・助言を得ながら」の「等」の部分に関係自治体などの地域の関係者を含むことを事務局としては想定していたが、渡邊委員のご意見の点を明確化するため、「専門家、関係自治体などの指導・助言を得ながら」と修文する形でいかがか。

【渡邊委員】それでも良いが、地域の担当者に指導・助言を求めるというところに違和感がある。意見を聞くぐらいの表現が良い。この地域には非公表となっている情報がどの程度あるかわからないので、地域の担当者の意見を聴き、それを踏まえて今後の調査を進めていければ良いと思う。

【事務局】それでは、「関係自治体の意見を聴くとともに、専門家等の指導・助言を得ながら」という修文でどうか。

【渡邊委員】その修文でかまわない。

【庄子委員】配慮書の中で専門家ヒアリングにおける意見が記載されているが、この内容は、事業者の質問する内容によって変わるとと思う。具体的に何を質問して、この意見が出たのか伺うことは可能か。

【事務局】事業者に確認したところ、専門家の特定を避けたいという点や、配慮書への記載内容について、事前に専門家に確認していることを踏まえ、公開の場でお示しするのは控えさせていただき、個別に庄子委員にお伝えするということでいかがか。

【庄子委員】了解した。専門家ヒアリングのご意見はとても貴重なものだと思うので、私もしっかり理解した上で、審査会に参加できればと思う。

【長田部会長】追加の意見はないようなので、渡邊委員の意見を踏まえて修正した部会報告案を部会報告としてよいか。異議がある場合は、意見をお願いしたい。

(委員から意見等なし)

【長田部会長】それでは、この修正をえたものを部会報告として、次の審査会で報告する。

- ・ 資料5の「豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書についての部会報告（案）」について、5（2）の「以下の事項に留意しつつ、専門家等の指導・助言を得ながら」を、「以下の事項に留意しつつ、関係自治体の意見を聴くとともに、専門家等の指導・助言を得ながら」に修正した上で、部会報告とすることで了承された。

(3) 閉会